

裁 決 書

審 査 請 求 人

処 分 庁 和歌山市福祉事務所長

平成25年6月3日付けで提起された生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に関する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁の審査請求人に対する平成 年 月 日付けの生活保護申請却下処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人（以下「請求人」という。）に対して平成 年 月 日付けで通知した生活保護申請却下決定（以下「本件処分」という。）について、取消しの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、次のとおりである。

請求人は、平成 年 月 日付けで、処分庁に生活保護申請を行った。

処分庁は、請求人が申請時に申告している収入について虚偽の申告をしていること及び保護の要否判定において請求人及び同居人である六男の年金を受給しているほか、同居している六男のアルバイト収入もあることから最低生活費を上回り、十分自活可能と判断し、平成 年 月 日付けで本件処分を行った。

請求人は、本件処分について、不服があるとして、取消しを求めたものである。

第2 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実

調査したところ、次の事実が認められた。

(1) 請求人は、平成 年 月 日付で、処分庁へ請求人及び同居人の六男の2人世帯での生活保護申請をしていたこと。

(2) 処分庁は、上記(1)の申請時に請求人に対し、遺族年金の受給について尋ね、請求人から「遺族年金の申請はしたが、まだ受給していない」と返答を受けていたこと。

また、遺族年金の受給日について、確認するよう指導していたこと。

(3) 処分庁は、平成25年5月23日に請求人と面談し、請求人が申請していた遺族年金が警察共済年金であると確認していたため、請求人に年金に関する書類等が届いていないか尋ねたが、請求人から「何も来ていない」との返答を受けていたこと。

その返答を受け処分庁は、調査協力として警察共済組合に受給状況の確認をするよう何度も説得したが、請求人から「支給日が平成25年6月15日と決まっているので、警察共済年金のことだけは一切協力しない」と言い、説得を聞き入れてくれなかったこと。

(4) 処分庁は、法第29条の金融機関調査において、請求人の口座に平成 年 月 日付で警察共済組合年金 円が入金されていたこと及び年金が入金された当日、請求人が数回にわたり引き出していたこともあわせて確認していたこと。

また、同居人である六男の口座にも平成 年 月 日に 円と平成 年 月 日に 円と平成 年 月 日に 円が給与として振り込まれていたことも確認したこと。

(5) 処分庁は、請求人に対し、警察共済組合に受給確認するよう説得したにもかかわらず、説得を聞き入れず、年金の受給についても隠蔽を繰り返していた行為は、適切な保護の要否判定を妨げたこと及び保護の要否判定を行った結果、請求人お障害年金分及び警察共済組合遺族年金と同居人である六男の障害年金の合計額が請求人世帯の最低生活費を上回ることで、六男のアルバイト収入もあることから検討の結果、審査請求人と六男の世帯は保護の要件を欠くものとして平成25年5月27日に本件処分を行ったこと。

2 判断

(1) 法第2条によれば、すべての国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができるとされている。これは、

保護制度における基本原理の一つである無差別平等の原理について定めた規定であって、現に生活に困窮し、法第4条第1項の要件を満たしておれば、生活困窮に陥った原因の如何はいっさい問わず、保護の受給資格において優先的又は差別的な取扱いをしないことを定めたものである。

- (2) 法第4条第1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものとされており、同条第2項によれば、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律による保護に優先して行われるものとされている。

これは、保護の制度における基本原理の一つである保護の補足性について定めた規定であって、保護制度が、自己責任の原則に対して補足的役割を担っていることを定めたものである。

- (3) そして、法第8条によれば、保護は厚生労働大臣に定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされており、同条第2項によれば、前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これをこえないものでなければならないものとされている。

これは、生活保護制度により保障されるべき最低限度の生活は、厚生労働大臣の定めた保護の基準によって測定された需要（最低生活費）と要保護者の資力（収入等）とを対比し、その資力で充足することのできない不足分についてされることを定めているものである。

- (4) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）改正平成24年3月30日厚生労働省発社援0330第3号による改正まで（以下「次官通知」という。）の第10によれば、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と第8によって認定した収入との対比によって決定することとされ、その方針として、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）改正平成24年3月30日社援発0330第34号による改正まで（以下「局長通知」という。）の第10の2の（1）では、「保護の要否の判定は原則としてその判定を行う月までの3箇月間の平均収入充当額に基づいて行うこととする。」と定められ、さらにその細かい取扱いは、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて、（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知）の第10の4において、保護の要否判定を行う際、事務次官通知第10にいう「当該世帯につき認定した最低生活費」とは具体的に如何なる費目について、生活扶助基準・教育扶助基準・住宅扶助基準・医療扶助基準

・介護扶助基準・出産扶助基準・葬祭扶助基準とされている。

また、第10の10において、「恩給、年金等の受給者が保護を申請した場合において、保護の要否判定は申請直前に受給した恩給、年金等の額を、事務次官通知第8収入の認定、局長通知第8収入の認定及び本職通知第8収入の認定により、各月に分割して認定した額をもって行うこととし、また保護の程度の決定に際して収入充当額として認定すべき恩給、年金等の額は、保護の開始時に現に所有する当該恩給、年金等の残額によることとする」と定められている。

- (5) また、局長通知の第11の1の(1)では、「要保護者が、保護の開始の申請をしたときは、保護の受給要件並びに保護を受ける権利と保護を受けることに伴って生ずる生活上の義務及び届出の義務等について十分説明のうえ適切な指導を行うこと。」とされており、(2)において「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。」とされている。
- (6) これを本件についてみると、前記認定事実(2)から(4)において、請求人及び同居人が、自らの資産能力があることを知っていながら、申請書及び処分庁との面接において虚偽の報告を行っていたこと。処分庁は、資産調査等により虚偽の申請であることを確認したうえで、請求人に年金の受給確認をするよう説得を行ったが請求人は聞き入れていなかったことなどから、前記認定事実(5)において、局長通知第11の1の(2)に該当するものとして、却下理由の一つにしている。しかし、局長通知第11の1の(2)の「助言指導」は、「利用しうる資源の活用を怠り又は忌避している」場合に行うもので、本件のような警察共済組合遺族年金の受給に関する「挙証資料の提出を求める助言指導」は、局長通知第11の1の(2)に定める「助言指導」には直接該当しないと判断される。
- (7) また、請求人世帯について保護の要否判定について見ると、請求人世帯の最低生活費は、審査庁の算定の結果、生活扶助基準は、154,860円であり、そこに住宅扶助基準35,000円を含めると、189,860円となる。

ほかに、請求人世帯の状況から、請求人が65歳であり、介護保険料の算定が必要であること及び医療費についても、審査請求において、通院をしていると判断でき必要最小限の額を含める必要がある。しかし、その費用の根拠となる資料がないことから算定できないものである。

次に、請求人世帯の収入をみると、請求人の収入は、障害年金の62,641円と警察共済組合遺族年金が79,975円となり、六男の収入は、障害年金の

81,425円と上記認定事実(4)の給与収入、前3箇月の平均18,337円に基礎控除額に70%乗じた額6,804円を控除した11,533円を含めると235,574円となる。

しかし、処分庁の最低生活費算定の費目を弁明書及び関係書類を見る限り、生活扶助基準及び住宅扶助基準のみの算定であると判断でき、適正な保護の要否判定を行ったとはいえないと判断せざるを得ない。

3 以上のとおり、請求人の本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成25年 7月 5日

和歌山県知事 仁坂 吉伸



(教示)

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として(訴訟において県を代表する者は知事となります。)この裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)